

平成二十年内閣府令第八十三号

職員の退職管理に関する内閣官房令
第三百八十九号)第四条第六号、第八条第一項、第二十二条、第二十三条、第二十五条、第九条、第二十六条第一項、第二十七条第一号、第二十九条第一項、第三十二条、第三十三条第四号、第三十四条において準用する第二十九条第一項、附則第十二条第一項第一号ロ(1)及び第二号イ並びに附則第十四条の規定に基づき、並びに同令を実施するため、職員の退職管理に関する内閣府令を次のように定める。

(継続的給付として内閣官房令で定めるもの)

第一条 職員の退職管理に関する政令(平成二十一年政令第三百八十九号。以下「令」という。)第四条第六号及び第二十二条に規定する内閣官房令で定める継続的給付は、日本放送協会による放送の役務の給付とする。

(特に密接な利害関係にある場合)

第二条 令第八条第一項第二号及び第三号に規定する内閣官房令で定める場合は、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号。以下「法」という。)第一百六条の三第二項第四号の承認の申請をした職員(以下この条において「職員」という。)が当該申請に係る利害関係企業等との間で職務として携わる事務が次の各号に掲げる場合とする(令第八条第一項第一号に該当する場合を除く。)。

一 職員が、当該利害関係企業等に対し不利益処分(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第四号に規定する不利益処分をいふ。以下同じ。)をしようとする場合

二 檢察官、検察事務官又は司法警察職員である職員が、当該利害関係企業等に対し、職務として行う場合における犯罪の捜査、公訴の提起若しくは維持又は刑の執行をしている場合

(求職の承認の手続)

第三条 令第九条に規定する求職の承認の申請は、次の各号に掲げる当該求職の承認を得ようとする職員の区分に応じ、当該各号に定める機関を経由して行うものとする。

一 行政機関(令第十六条第一項各号又は第二項各号に掲げる国機関をいう。以下同じ。)に在職している職員、当該行政機関

二 行政執行法人に在職している職員、当該行政執行法人

三 都道府県警察に在職している職員、国家公安委員会

四 当該公益法人が独自に行う試験、検査、検定その他これらに準ずる事務又は事業を奨励

五 組合、連合、労働組合、労働者派遣事業者、労働者派遣事業の運営者

六 公益社団法人、労働者派遣事業の運営者

七 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

八 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

九 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

十 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

十一 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

十二 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

十三 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

十四 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

十五 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

十六 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

十七 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

十八 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

十九 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

二十 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

二十一 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

二十二 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

二十三 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

二十四 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

二十五 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

二十六 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

二十七 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

二十八 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

二十九 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

三十 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

三十一 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

三十二 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

三十三 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

三十四 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

三十五 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

三十六 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

三十七 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

三十八 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

三十九 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

四十 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

四十一 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

四十二 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

四十三 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

四十四 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

四十五 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

四十六 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

四十七 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

四十八 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

四十九 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

五十 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

五十一 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

五十二 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

五十三 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

五十四 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

五十五 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

五十六 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

五十七 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

五十八 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

五十九 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

六十 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

六十一 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

六十二 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

六十三 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

六十四 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

六十五 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

六十六 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

六十七 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

六十八 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

六十九 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

七十 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

七十一 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

七十二 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

七十三 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

七十四 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

七十五 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

七十六 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

七十七 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

七十八 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

七十九 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

八十 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

八十一 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

八十二 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

八十三 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

八十四 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

八十五 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

八十六 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

八十七 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

八十八 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

八十九 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

九十 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

九十一 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

九十二 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

九十三 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

九十四 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

九十五 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

九十六 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

九十七 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

九十八 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

九十九 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百一 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百二 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百三 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百四 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百五 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百六 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百七 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百八 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百九 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百二十 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百二十一 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百二十二 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百二十三 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百二十四 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百二十五 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百二十六 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百二十七 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百二十八 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百二十九 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百三十 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百三十一 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百三十二 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百三十三 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百三十四 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百三十五 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百三十六 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百三十七 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百三十八 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百三十九 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百四十 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百四十一 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百四十二 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百四十三 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百四十四 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百四十五 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百四十六 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百四十七 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百四十八 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百四十九 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百五十 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百五十一 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百五十二 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百五十三 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百五十四 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百五十五 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百五十六 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百五十七 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百五十八 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百五十九 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百六十 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百六十一 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百六十二 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百六十三 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百六十四 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百六十五 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百六十六 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百六十七 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百六十八 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百六十九 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百七十 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百七十一 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百七十二 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百七十三 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百七十四 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百七十五 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百七十六 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百七十七 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百七十八 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百七十九 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百八十 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百八十一 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百八十二 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百八十三 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百八十四 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百八十五 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百八十六 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百八十七 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百八十八 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百八十九 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百九十 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百九十一 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百九十二 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百九十三 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百九十四 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百九十五 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百九十六 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百九十七 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百九十八 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百九十九 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百二十 公益事業団、労働者派遣事業の運営者

一百二十ー 公益事業団、労働者派遣

することを目的として国が行う法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分を受けて、当該事務又は事業を行うもの（ただし、法令の規定に基づく登録を受けて行うものその他のこれに準ずるもの）を除く。内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額）

この府令は、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の施行の日（平成二十四年二月十日）から施行する。
附 則（平成二十四年二月六日内閣府令第二号）
則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

規定による届出及び同日以後にされる当該届出に係る事項の変更に係る届出、同日前にされた同法第一百六条の二十四第一項の規定による届出及び同日以後にされる当該届出に係る事項の変更に係る届出並びに同日前にされた同条第二項の規定による届出については、なお従前の例による。

2 退職管理官房令の様式（第三項において「旧職員退職管理官房令様式」という。）による書類は、同条による改正後の様式によるものとみなす。

3 この内閣官房令の施行の際現にある旧職員退職管理官房令様式及び旧役員退職管理官房令様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

（経過措置）
（第1条）この日開官房会議は、令和元年一月一日から施行する。

職管理官房令様式及て旧役員退職管理制度官房令様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

（経過措置）
（第1条）この日開官房会議は、令和元年一月一日から施行する。

職管理官房令様式及て旧役員退職管理制度官房令様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

(内閣総理大臣への事後の再就職の届出の様式)
第十一條 令第三十四条において準用する令第二十九条第一項に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第十とする。

正する法律（平成十九年法律第八百八号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十年十二月三十一日）から施行する。

第三条 第九条に規定する公益法人には、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財團法人を含むものとする。

（求職の承認の手続の特例）

附 則（平成二一年四月三日内閣府令第
二三号）

2 この内閣官房令による改正後の職員の退職管理制度に関する内閣官房令第六条第四項並びに第八条第二項及び第三項の規定並びに川口義代第四

令第六号 この内閣官房令は、所得税法等の一部を改正する法律(立成三一五法律第二号)附則第一条

第二項及び第三項の規定並びに別記様式第四から別記様式第十までの様式は、この内閣官房令の施行の日以後にされる国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第一百六条の二十三第

する法律(平成三十一年法律第七号)附則第六号に掲げる規定の施行の日(令和二年一月一日)から施行する。

一項の規定による届出（同日前にされた同項の規定による届出に係る事項の変更に係る届出を除く。）、同法第百六条の二十四第一項の規定による届出（同日前にされた同項の規定による届出

（施行期日）
第一条 この内閣官房令は、公布の日から施行する。
令第六号

出に係る事項の変更に係る届出を除く。) 及び同条第二項の規定による届出について適用し、同日前にされた同法第六百六条の二十三第一項の

(経過措置)
第二条 この内閣官房令の施行の際現にある第一
条の規定による改正前の職員の退職管理に関する

3. 電子化による効率化と個人情報保護の取組状況	
<p>① 電子化による効率化と個人情報保護の取組状況</p> <p>□ 既存の業務を電子化するための取り組み</p> <p>□ 検討する</p> <p>□ 検討しない</p>	
<p>② 電子化による効率化と個人情報保護の取組状況</p> <p>□ 既存の業務を電子化するための取り組み</p> <p>□ 検討する</p> <p>□ 検討しない</p>	
4. 電子化による効率化と個人情報保護	
氏名 (ふりがな)	()
直轄機関	内閣府機関
部署名	
備考欄	
<p>※ お問い合わせ、行政手続の個人化による効率化や情報の漏洩などを含めること。</p>	
5. 電子化による効率化と個人情報保護	
<p>□ 既存の業務を電子化するための取り組み</p> <p>□ 検討する</p> <p>□ 検討しない</p>	
<p>□ 今後の業務の電子化に係る目標のうち、確実に達成するもの</p> <p>□ その内容と達成度</p> <p>□ 確実に達成</p> <p>□ 不確実</p>	
<p>□ 今後の業務の電子化に係る目標のうち、確実に達成の不確実</p> <p>□ 確実に達成</p> <p>□ 不確実</p>	
<p>□ 今後の業務の電子化に係る目標のうち、確実に達成しない</p> <p>□ 確実に達成</p> <p>□ 不確実</p>	
6. 電子化による効率化の公認	
<p>□ 本件を公認する(必ずしも公認しない)</p>	
<p>□ 電子化による効率化の公認</p>	
7. その他参考事項	
<p>□</p>	

別記様式第4（第6条第1項関係）

別記様式第4（第6条第1項関係）
在職中に再就職の約束をした場合の届出
(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の23第1項関連)

(記載上の注意)

1 □のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
2 約束前の水耕開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容については、約束前の水耕開始日がなかった場合には、再就職の約束をした日以後の職員としての在職状況及び職務内容を記載すること。

別記様式第5（第6条第2項関係）

別記様式第5（第6条第2項関係）
変更届出

別記様式第6（第6条第3項、第4項関係）

別記様式第6（第6条第3項、第4項関係）

別記様式第7（第8条第1項関係）

別記様式第7 (第8条第1項関係)
管理職職員であった者が再就職しようとする場合の届出
(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の24第1項関連)
年月日

十一月一日

内閣整理大臣頒
住 所

氏名 電郵地址					
國民公報(昭和2年法律第120号)第16条の2の1項の規定により、次のとおり届け置き					
1. ふりがな					
2. 生年 月 日	年 月 日				
3. 職業					
4. 通職の連絡電話	年 月 日				
(附記欄に前記開設日を記入せしむる場合)					
5. 通職の本拠地住所(開設日より現在までのものにして、開設地の管轄所管課・官署)					
都道府県	在籍期間				
都	年	月	日		職務内容
道	年	月	日		
府	年	月	日		
県	年	月	日		
市	年	月	日		
町	年	月	日		
村	年	月	日		
新規購入不動産					
8. 既存不動産の所有者名及び登記番号	既存不動産の登記番号				
9. 有効期限内に付ける旨					
10. 国際通貨取引の旨					
11. 通貨種別	現金	白銀	無	開設の方法	
12. 通貨人民送金セイタによる外貨預金	白銀				
13. 通貨人民送金セイタによる外貨預金	無				
(右の記入欄に記入せしむる場合は、右の欄に印を押せしむる場合)					
(右の記入欄に記入せしむる場合は、右の欄に印を押せしむる場合)	開設の方法				
被相続者の氏名又は略称					

U

(記載上の注意)

- 1 □のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容について、離職前の求職開始日があつた場合に記載すること。

別記様式第8（第8条第2項関係）

別記様式第8（第8条第2項関係）

(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の24第1項関連)

（日本公務員加（昭和二年正月四日）第100号）
年 月 日

内閣總理大臣殿
伏
啟

年 月	日	付けの	国家公務員法(昭和24年法律第120号)第106条の24項の規定による届出について、次のとおり変更があつたので、届け出ます。
再 就職 予 定 の 变 更	原 告	受 球	
再 就職 予 定 の 变 更	原 告	受 球	
作 業 及 ビ 活 动	原 告	受 球	
声 韶 振 手 の 事 業 内 容	原 告	受 球	
内閣監査に付する財産	原 告	受 球	

別記様式第9（第8条第3項関係）

別記様式第9（第8条第3項関係）

(国家公務員法(昭和23年法律第120号)第106条の24第1項関連)

(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の24第1項関連) 年月日

中 月 日

行商特種八法類

住 所

氏名
電話番号
年月日付けの国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の24第項の規定による届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなりましたので、

別記様式第10（第11条関係）
管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の24第2項関連)
年 月 日

十一月廿一

行商與社會政策

二 氏 名
雷廷敬

(記載上の注意)
1 □のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。

- のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 離職前の求職開始日から離職までの間の職員としての在職状況及び雇用について、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。